

## 守谷市告示第50号

守谷市市制施行20周年記念事業冠等使用取扱要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

守谷市長 松丸修久

### 守谷市市制施行20周年記念事業冠等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市（以下「市」という。）が令和4年2月2日に市制施行20周年を迎えることを記念し、祝賀の機運を高めることを目的に実施する事業等に、市制施行20周年を冠するための名称（以下「冠」という。）及び市制施行20周年記念ロゴマークを使用する際の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠及びロゴマーク)

第2条 冠は、次のとおりとする。ただし、守谷市の文字は省略することができる。

- (1) 守谷市市制施行20周年
- (2) 守谷市市制施行20周年記念
- (3) 守谷市市制施行20周年記念事業

2 市制施行20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、別図のとおりとする。

(著作権)

第3条 ロゴマークに関する著作権は、市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 冠又はロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ守谷市市制施行20周年記念冠等使用申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、使用申請を省略することができる。

- (1) 市及び市の機関並びに守谷市市制施行20周年記念事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）が使用するとき
- (2) 市が構成員となっている団体が使用するとき
- (3) 市の後援名義を受けた事業又は市が市制施行20周年記念事業として認めた事業において使用するとき
- (4) 学校その他教育機関が教育等の目的で使用するとき
- (5) 報道機関が報道の目的で使用するとき

(6) その他市が使用を適当と認めたとき

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、守谷市市制施行20周年記念冠等使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において使用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

(1) 守谷市市制施行20周年記念事業の基本方針に即さないおそれがある場合

(2) 冠及びロゴマークの信用を損なうおそれがある場合

(3) 政治的中立性又は宗教的中立性を侵すおそれがある場合

(4) 営利を主たる目的として企画されているおそれがある場合

(5) 法令及び公序良俗に反すると認められるおそれがある場合

(6) 公共性を有しないおそれがある場合

(7) 市の名誉を棄損し、又は信用を失墜するおそれがある場合

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。）と関係がある組織又は団体が利用するおそれがある場合

(9) 行事計画等が十分でないおそれがある場合

(10) 開催場所が不適当なもの及び騒音や災害防止等の対策が不適当であるおそれがある場合

(11) その他市が不適当であると認める場合

3 第1項の規定による承認には、条件を付することができる。

(使用料)

第6条 冠及びロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 使用期間は、冠又はロゴマークの使用が終了する日又は令和4年12月31日のいずれか早い日までの間とする。ただし、印刷した印刷物等に残余が生じた場合その他の理由により市がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。

(使用方法の変更)

第8条 冠又はロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用期間において使用内容を変更する場合は、事前に守谷市市制施行20周年記念冠等使用変更申請書（様式第3号）を市に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、守谷市市制施行20周年記念冠等使用変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき
- (3) 承認にあたって付した条件に違反したとき
- (4) ロゴマークの使用に関して別に定める規定に違反したとき

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、守谷市市制施行20周年記念冠等使用承認取消通知書(様式5号)をもって通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日後、当該承認に係る冠及びロゴマークを使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して当該承認に係る冠又はロゴマークを使用した物件の回収を求めることができる。

(損害賠償)

第10条 市長は、この告示の規定による使用の承認を受けることなく冠又はロゴマークを使用し、又はこの告示の規定に違反して冠又はロゴマークを使用した結果、市に損害を及ぼしたと認められるときは、当該損害について賠償を請求することができる。

2 市長は、冠及びロゴマークの使用並びに承認の取り消しに起因する損害賠償等について、一切の責任を負わない。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

ロゴマーク

基本タイプ



モノクロタイプ



白抜きタイプ



様式第1号（第4条関係）

守谷市市制施行20周年記念冠等使用申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者名  
電 話 番 号

守谷市市制施行20周年記念冠等を使用したいので、次のとおり申請します。

事業名	
事業目的 ・概要等	
実施場所	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用冠等	<input type="checkbox"/> 守谷市市制施行（20周年・20周年記念・20周年記念事業） <input type="checkbox"/> ロゴマーク
添付書類	申請者概要書，企画書等（実施要領，パンフレット，印刷物見本等）
連絡先	担当者氏名 電話番号 電子メールアドレス
備考	

様式第2号（第5条関係）

守谷市市制施行20周年記念冠等使用承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付けで申請のあった守谷市市制施行20周年記念冠等の使用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

承認番号 第 号

付記

2 承認しない

理由

様式第3号（第8条関係）

守谷市市制施行20周年記念冠等使用変更申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者名  
電 話 番 号

守谷市市制施行20周年記念冠等の使用内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 当初使用内容

事業目的 ・概要等	
実施場所	
使用期間	
使用冠等	

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後

3 変更の期日 年 月 日

4 変更の理由

様式第4号（第8条関係）

守谷市市制施行20周年記念冠等使用変更承認（不承認）通知書

第 号  
年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付けで申請のありました守谷市市制施行20周年記念冠等の使用内容の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

承認番号 第 号

変更事項	変更前	変更後

2 承認しない

理由



様式第5号（第9条関係）

守谷市市制施行20周年記念冠等使用承認取消通知書

第 号  
年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付けで承認した守谷市市制施行20周年記念冠等の  
使用取消しについて決定したので通知します。

- 1 取消しの期日 年 月 日
- 2 取消しの理由